

## 平成 30 年 第 9 回農業委員会総会 議事録

日時：平成 30 年 9 月 10 日(月) 13：30～14：40

場所：菊池市役所 2 階 204 号会議室

1. 招集者：菊池市農業委員会会長 丸山利明

2. 出欠状況：出席委員 18 名／19 名

3. 出席委員名簿

農業委員（ **欠席** ）

1 番 工藤清子委員 2 番 永田孝子委員 3 番 歌丸研一委員 4 番 工藤真理子委員  
5 番 **榎田實委員** 6 番 緒方哲郎委員 7 番 永田正一郎委員 8 番 坂田貞志委員  
9 番 右田博昭委員 10 番 右田正臣委員 11 番 高山悦子委員 12 番 松永孝志委員  
13 番 緒方啓一委員 14 番 丸山利明委員 15 番 荒木孝子委員 16 番 水上義夫委員  
17 番 川口毅憲委員 18 番 守塚伸二委員 19 番 高木洋一委員

事務局職員

（本 庁）坂本高秀、高野美由紀、望月睦美、城栄太郎、近藤孝雄

（七城分室）小林政純

（旭志分室）下川利治

（泗水分室）角田公秀

4. 会議

開 会

【事務局長】

時間になりましたので全員ご起立をお願いします「皆様、こんにちは」ご着席下さい。本日は議席番号 5 番榎田實委員から欠席の届出があつております。また 6 番緒方哲郎委員から若干遅れるとの連絡があつております。只今の出席者数は 17 名です。定足数に達しておりますので只今から平成 30 年第 9 回農業委員会を開催いたします。

本日の審議事項はお手元の議案書のとおりです。慎重にご審議賜りますようお願いいたします。

それでは最初に丸山会長からご挨拶を頂きました後、議事録署名者の指名・又、議事の進行の方よろしくようお願いいたします。

(1) 会長挨拶

【会 長】

改めましてこんにちは。大変こう、気候の方もやっと落ち着いて農作業の方も最盛期になって行く訳ですが本年度、振り返りますと非常に自然災害が多くて西日本の豪雨を始め台風 21 号そしてまた北海道地震と甚大な被害と、亡くなられた方また行方不明者

もやっと出てきたと言うことですが、まだまだ日常の生活とは程遠い状況であるようです。そのような中で私達農業委員会も7月にご審議頂きましてご承認頂きました指針に沿ってこれからは実績をあげていかなければならないところでございます。今月の13日には推進委員さん集まって頂いてまた、再度研修会を行なってそれぞれ各自が目標に向かって活動して頂いて12月、あるいは2月に全体の活動報告を行なって、事務局より県の方に書類あたりを提出していかなければならないのでどうか、農業委員さん今から自分自身が先頭に立って活動していくということが本年度からの農業委員会の活動の指針でございますので、それに向かって実績を挙げていくようお願い申し上げます。本日の案件は第1号から第6号、報告案件3件となっております。皆様の慎重なご審議と活発なご意見をお願いいたしまして挨拶といたします。それでは議事録署名人を指名致します。菊池市農業委員会会議規則第18条に基づきまして、議席番号11番高山悦子委員と12番の松永孝志委員を指名いたします。宜しく願いいたします。

## 5. 議案審議

### (1) 第1号 農地法第3条許可申請について

#### 【会 長】

それでは案件に入ってまいります。

まず、議案第1号を上程いたしますので事務局より議案の説明をお願いいたします。

#### 【事務局長】

議案第1号、農地法第3条許可申請についてでございます。

議案書の1頁をお願いします。農地法第3条第1項の規定により、耕作を目的とする所有権の移転等に関しまして、別紙のとおり申請書の提出がありましたので、ご審議の上、許可相当のものについては許可指令書を交付するものです。

案件は、所有権移転3件、賃貸借権設定1件、使用貸借権設定1件です。詳細につきましては、担当より説明いたしますので、ご審議の程、よろしく願いいたします。

#### 【会 長】

それでは、所有権移転の1番につきまして説明をお願いいたします。

#### 【事務局】

まず最初に今月の案件は全て農地法第3条第2項に該当しませんので許可要件を満たすものと考えております。2頁をお願いします。

1番です。譲渡し人、譲受け人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由については、それぞれ議案書記載のとおりです。

#### 【会 長】

1番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

#### 【高木洋一委員】

19番の高木です。今月6日に角田推進委員と現地を確認しました。現地は龍門ダムの県道に面したところにございまして、元豊間小学校からダム方向に約1キロ程度行ったところでございます。譲渡し人はご主人を亡くされ管理ができないということで、同じ

集落に住まわれている譲受け人さんはこのことを納得され話が成立したようでございます。中山間地のあのような地形の中で農地が荒れないようなされた選択を私は評価をしたいと思います。皆様方のご審議を宜しくお願いします。

【会 長】

次に2番をお願いいたします。

【事務局】

2番です。譲渡し人、譲受け人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由については、それぞれ議案書記載の通りです。

【会 長】

2番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

【歌丸研一委員】

3番の歌丸です。今回、譲受け人さんの要望で譲渡し人さんと話がまとまりました。譲受け人さんは新規就農者で規模拡大もされており意欲もあります。取得された農地は大豆を作付けされる予定です。何ら問題ないと思います。皆様のご審議宜しく申し上げます。

【会 長】

次に3番をお願いいたします。

【事務局】

3番です。譲渡し人、譲受け人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由については、それぞれ議案書記載のとおりです。

【会 長】

3番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

【川口毅憲委員】

17番の川口です。現地は泗水の支所から合志川沿いの概ね1キロ圏内の東側の方にある場所になります。譲渡し人さんは今までも小作に出しておりましたが今回、もう将来的に作ることはないので売りたいということになりまして、近くで耕作されている譲受け人と話がまとまりました。譲受け人は年齢的に上ですが、息子さんから将来的には自分が管理するのでと念書を頂いているので、問題ないと思われま。皆様のご審議よろしく申し上げます

【会 長】

次に、賃貸借権の1番をお願いします。

【事務局】

3番をお願いします。1番です。貸付人、借受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由については、それぞれ議案書記載のとおりです。

【会 長】

1 番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

**【永田孝子委員】**

2 番の永田です。貸付け人さんは自ら耕作しておらず、貸付を望んでおられました。借受け人さんは農地を探しておられましたので、借受け人さんから要望され話がまとまり、成立したものです。借受け人さんは定年退職されてから野菜を作ろうと農業への意欲はありますので、何ら問題ないと思います。宜しくお願いします。

**【会 長】**

次に、使用貸借権の 1 番をお願いします。

**【事務局】**

4 号をお願いします。1 番です。貸付人、借受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由については、それぞれ議案書記載のとおりです。

**【会 長】**

1 番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

**【永田正一郎委員】**

7 番の永田です。貸付け人、借受け人は親子関係であります。農業者年金の経営移譲による再設定になります。田、畑ともに管理されておりますが 1 部 3 筆ほど畑の小さい面積のところは山林化しております。申請については問題ないと思いますが山林化されているところを今後、転用なり地目変更ですかね。今後そのようにしてもらいたいと思っています。

**【会 長】**

事務局の方から、今の山林化した部分の転用あたりが出ましたが何かありますか。

**【事務局】**

委員さんの方に確認しまして、今後現地も見させて頂きまして植林をされていると言うことであれば転用の申請もして頂きますし、自然的に木が植わっていたと言うことであれば非農地化ということで対応していきたいと思います。

**【会 長】**

永田委員、この議案書の中で山林化している番地が分かりますか。5 号の一番上、畑 仁田畑ですかね。畑の 2 2 1 m<sup>2</sup>。それとですね、真ん中の森北、畑の 3 4 3 m<sup>2</sup>とすぐ下の 1, 5 4 7 m<sup>2</sup>この 3 筆になっています。

**【会 長】**

はい、それではこの分につきましては、事務局の方で調べてまたその旨を委員さんの方に伝えて頂きたいと思います。

それでは農地法第 3 条に関する許可申請につきまして、事務局と各担当委員さんからの説明がございましたが、この件につきまして何かお尋ねやご意見等がございましたらお受けいたします。

**【会 長】**

意見がないようなので許可することにご異議ございませんか。

～異議なしの発言～

それでは、許可することに決定いたします。

(2) 議案第2号 農地法第4条許可申請について

【会 長】

次に議案第2号を上程いたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

【事務局長】

議案第2号農地法第4条許可申請についてでございます。

7頁をお願いします。農地法第4条第1項の規定に基づき、別紙のとおり申請書の提出がありましたので、ご審議の上委員会の意見を決定いただくものです。今回案件は、1件です。詳細につきましては、担当より説明いたしますので、ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

【会 長】

それでは1番について、説明をお願いいたします。

【事務局】

8ページをご覧ください。1番です。申請人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、転用目的、施設の概要につきましては、議案書記載のとおりです。

農地区分につきましては、概ね10ha以上の規模の一団の区域内にある第1種農地となります。第1種農地は原則不許可ですが、農業用施設ということで例外規定が該当しますので許可可能となります。位置図につきましては、スクリーンをご覧ください。

【会 長】

1番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

【工藤真理子委員】

4番工藤です。申請地は、泗水東小より南へ約1.2キロ、酪農マザーズステーションより南東へ約1キロの永観光栗園の中央部に位置します。6日の日に事務局と代理人さんと井藤推進委員さんと私とで現地調査をいたしました。栗園の営農作業に必要なトラクターなどの機械倉庫と、園内やこの周辺には水利がなく貯水槽も合わせて設置されるということです。トラクターなどの出入りと、作業効率を考え園の中心部で道路に面しているこの土地が選定されました。栗園の周囲はほとんど飼料畑となっています。給水は不要、生活雑排水は発生しません。雨水排水は自然浸透とする。既に建設されていることから追認許可申請ということになります。始末書も添付されております。このようなことから転用はやむを得ないと思います。皆様のご審議よろしくをお願いいたします。

【会 長】

農地法第4条の許可申請につきまして、事務局、各担当委員さんからの説明が終わりましたがこの件につきましてなにかお尋ね、ご意見等あればお受けいたします。

～意見なし～

意見もないようですので承認し許可相当の意見を付して県知事に進達することにご異議ございませんか

～異議なしの発言～

はい。それでは許可相当の意見を付して県知事に進達することに決定いたします。

### (3) 議案第3号 事業計画変更について

#### 【会 長】

次に、議案第3号を上程します。事務局より議案の説明をお願いいたします。

#### 【事務局長】

議案第3号 事業計画変更についてでございます。

9頁をお願いします。農地法第5条第1項の規定に基づく許可案件について、別紙のとおり事業計画変更申請書の提出がありましたので、ご審議の上委員会の意見を決定いただくものです。今回案件は、1件です。詳細につきましては、担当より説明いたしますので、ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

#### 【事務局】

10頁をご覧ください。農地法第5条事業計画変更についての1番です。土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、土地の所有者、当初転用者、承継者、当初事業計画、変更後事業計画につきましては、議案書記載のとおりになります。

変更についての概要につきましては、11頁の別紙をご覧ください。また今回の事業計画変更申請は、平成23年に農地転用許可をうけた施設、土地が平成28年の熊本地震により被災を受け、対象地が一部農地のままになっており、今回あらためて施設の配置、見直しを行なうものです。以上です。

#### 【会 長】

1番につきまして担当委員さんの意見ををお願いします。

#### 【永田正一郎委員】

7番の永田です。6日の日に事務局、私と田中推進委員、申請者の3人との6名で現地立会いを行いました。申請地は、国道387号線とグリーンロードの交差点から東へ約1キロの菊池農高の近くにあります。現在計画変更申請ですが皆様のお手元の資料の下の3つの宅地は以前の昭和52年に建設された豚舎がありましたので利用して当初計画どおりやるつもりでしたが、28年の熊本地震により豚舎が大きく被害を受けまして、またさらに新豚舎の計画が浮かびあがりました。それで災害復旧緊急対策経営体育成支援事業によりまして、その補助事業としてまた建築で現在進行中です。資料の一番上の計画変更の申請面積的には同じ施設面積ですけど中の機械庫、飼料倉庫の面積がいくぶん変更されておりまして、今後この計画後の面積で申請したいということで今回の申請承認になっております。この転用面積は変わりませんが隣接との境界が現在あのかなり整備されていまして、荒れておりますのでその点もう少しきちっと境界線なりお互いの隣接地との話し合いを十分やって、今後、施設の建設については進めてもらいたいと要望してまいりました。現在進捗状況としては、豚舎のほうの整備は90%ですかね、かなり出来上がっておりまして今のところ問題ないと思います。よろしくをお願いいたします。

【会 長】

事業計画変更につきまして事務局、担当委員さんから説明は終わりましたが、この件につきまして何かお尋ねやご意見等ございましたらお受けいたします。はいどうぞ。

【高山悦子委員】

質問なんですけど、これ表のほうでは土地所有者ベルクミートさんで、当初転用者が中原さんで承継者がベルクミートさんになるんですけど、ここはどういう経過なのか、教えてください。

【事務局】

はい。こちらにつきましては当初転用者という項目は平成 23 年度の土地の所有者がこちらの当初転用者の方になります。土地の所有者は、実質現在の土地の所有者になりましてこちら所有権につきましては登記済みとなっております。つきましては当初転用者につきましては最初の土地の所有者になります。以上です。

【高山悦子委員】

そうするとこの表では別に当初転用者って言う方は、でもこの当初転用に対して今回計画変更が出ていると言うことですか

【事務局】

そうです。

【高山悦子委員】

分かりました。

【会 長】

他にはございませんか。

意見も無いようですので許可することにご異議ございませんか

～異議なしの発言～

はい。それでは許可することに決定します。

#### (4) 議案第 4 号 農地法第 5 条許可申請について

【会 長】

次に、議案第 4 号を上程します。事務局より議案の説明をお願いします。

【事務局長】

議案第 4 号 農地法第 5 条許可申請についてです。

12 頁をお願いします。農地法第 5 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり申請書の提出がありましたので、ご審議の上委員会のご意見を決定いただくものです。今回案件は、所有権移転 4 件です。詳細につきましては、担当より説明いたしますので、ご審議の程、よろしく願いいたします。

【会 長】

それでは所有権移転の 1 番について、説明をお願いいたします。

【事務局】

13 ページをご覧ください。所有権移転 1 番です。譲渡し人、譲受け人、土地の所在

地、登記地目、現況地目、登記面積、転用目的、施設の概要につきましては、それぞれ議案書記載のとおりです。

農地区分につきましては、2種類以上の埋設管のある道路の沿道区域内で概ね500m以内に菊之池小学校と有働病院がある第3種農地です。

【会 長】

1番につきまして担当委員さんの意見を申し上げます。

【永田正一郎委員】

7番の永田です。位置図的には前のスクリーンをご覧ください。ホームセンターコメリより南へ約500mの西寺地区の大体入り口にあります。6日の日に申請者と事務局と6人で立会いをしました。現在この申請地は2、3年前より売り地として出ていまして現在荒れていました。回りは道路と隣に家が建っておりまして回りには農地、田んぼ、畑はありません。前より売り地として出ていましたので、写真のように現在は草茫々で荒れております。現在この申請人の方はアパート住まいですので住宅を建設したいということでこの地を見つけられまして商談がまとまり購入することになり、所有権の移転申請になりました。宜しく申し上げます。給排水ですけど、給水は市の上水道、雨水の排水は浸透枡により処理することになっております。区長さんの許可も得ておりますので、よろしく願いいたします。

【会 長】

次に2番をお願いいたします。

【事務局】

2番です。譲渡し人、譲受け人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、転用目的、施設の概要につきましては、それぞれ議案書記載のとおりです。

農地区分につきましては、農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い第2種農地です。またすでに転用している為、始末書が添付してあります。

【会 長】

2番につきまして担当委員さんの意見を申し上げます。

【歌丸研一委員】

3番の歌丸です。申請地は七城支所より北西に約1キロ行ったところの高田部落の集落内にあります。転用目的のとおり高田区の御堂が平成17年度の河川改修により現在の場所に移転されました。その際、譲渡し人さんの名義のまま転用申請されていないのが今回分かりました。今後の為に譲受け人さんの名義にしたいとの思いで今回申請されました。始末書も添付されており何ら問題がないと思います。皆様のご審議宜しくお願いします。

【会 長】

次に3番をお願いいたします。

【事務局】

3番です。譲渡し人、譲受け人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、転用目的、施設の概要につきましては、それぞれ議案書記載のとおりです。

農地区分につきましては、七城支所から300m以内にある第3種農地となります。

【会 長】

3番につきまして担当委員さんの意見をお願いいたします。

【荒木孝子委員】

15番の荒木です。申請地は七城支所より北へ100mほどのところにあります。自宅の隣の土地でして今、事務局からも言われましたように第3種農地となっております。申請人さんが会社を経営しておられますので社員の研修の時の駐車場と、通路が必要ということでこの地を取得されるよう話がまとまりました。生活雑排水も汚水も発生しません。雨水は自然浸透で地下浸透枡も2基設置されるようです。この土地の今映っておりますけど左の方に米を作っているらしいですが、接続する農地の所有者の方の承諾書もとってありますので何も問題ないと思います。ご審議宜しく申し上げます。

【会 長】

次に4番をお願いいたします。

【事務局】

4番です。譲渡し人、譲受け人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、転用目的、施設の概要につきましては、それぞれ議案書記載のとおりです。

農地区分につきましては、10ha未満で宅地化が見込まれる区域内にある第2種農地です。

【会 長】

4番につきまして担当委員さんの意見をお願いいたします。

【右田博昭委員】

9番の右田です。申請地は菊池農高正門から東へ800mくらいの位置にございまして、周辺は住宅やアパートが建っています。当該地の回りは市道で囲まれた第2種農地です。譲受け人さんは菊池市内に勤めておられ現在町内のアパートに夫婦二人で住んでおられます。来年にはお子さんも誕生予定で手狭になってくる為通勤時間がかからず予算的にも良いと思われるこの地を最適と考え決められました。計画概要は事務局説明のように転用面積374㎡の木造二階建ての個人住宅です。給排水計画については、汚水生活雑排水は合併浄化槽により処理し、市道側溝に排水。雨水は、浸透枡による浸透処理及び自然浸透としオーバーフロー分については市道側溝に排水します。資金計画は金融機関からの借り入れとなっています。転用に問題ないと思います。皆様のご審議宜しく申し上げます。

【会 長】

農地法第5条の許可申請につきまして事務局、各担当委員さんからの説明を終わりましたがこの件につきまして何かお尋ね、ご意見等ございましたらお受けします。

【高山悦子委員】

1 番の案件についてお尋ねなんですけど、譲受け人の方は今熊本市の下南部にアパート暮らしをされていると思うんですけど、ずいぶん西寺は離れていると思うんですけど仕事の関係か、出身地がこちら関係とかそういうものがあるんでしょうか。

**【事務局】**

すみません。遅くなりましたが事業計画書に理由が記載されておりませんので、事務局としてはわかりません。

**【高山悦子委員】**

分からないのは仕方がないのですが、なぜこの方がわざわざ西寺へ来られるのかなという先程 4 番の方は菊池市にお住まいで出産がどうのこうのということで、とっても分かったんですけど。すごく疑問は残りますが、理由について特に問わないということでしたら結構です。

**【事務局】**

今のご質問についてですが、事務局の方で調べてまた回答します。

**【会 長】**

本人さんが申請してこの場所でいいですよって言われた訳でしょ。それなら、そのように答えんと。また次に事務局から調べてと言っても本人さんがこの場所でいいですよと承諾しとんなつとでしょ。今のご質問は理由は若干書いてないということですが、本人さんも司法書士さんと一緒に場所あたりを確かめられての設定ということですので、本人さんは一応承諾されて通勤距離あたりが若干遠くなるか近くなるかちょっと分かりませんが、そこらあたりは本人さんが土地を選定したということでそのような解釈で今回はお願いしたいと思います。

他にはございませんか。

意見もないようですので、承認し許可相当の意見を付して県知事に進達することに、ご異議ございませんか。

～異議なしの発言～

それでは、許可相当の意見を付して県知事に進達することに決定いたします。

(5) 議案第 5 号 農用地利用集積計画（案）について

**【会 長】**

次に議案第 5 号を上程いたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

**【事務局長】**

議案第 5 号 農用地利用集積計画（案）についてです。

14 頁をお願いします。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき、別紙、農用地利用集積計画案につきまして、菊池市長から意見を求められましたので、ご審議の上、委員会の意見を決定頂くものです。詳細につきましては、担当より、総括表の説明の後、順次、ご説明しますので、ご審議の程、よろしく申し上げます。

**【会 長】**

それでは全体の説明が終わりましたら、所有権移転の 1 番についての説明をお願いい

たします。

**【事務局】**

15 ページをご覧ください。農用地集積計画総括表案です。今月の利用権設定は賃借権設定が4件、使用貸借権設定が1件、農地中間管理事業が2件、所有権移転が8件となっております。それでは所有権移転の各筆明細書の説明にまいります。17 ページをご覧ください。1 番です。所有権を移転する者、所有権の移転を受ける者、土地の所在地、地目、面積、売買価格につきましては、議案書記載のとおりです。

**【会 長】**

1 番について、担当委員さんの意見をお願いいたします。

**【永田孝子委員】**

2 番の永田でございます。所有権を移転する方は高齢で後継者もおられないので、贈与したいと考えられました。所有権の移転を受ける方はこの申請地を小作されており、買ってもらえないかと所有権を移転する人から話を持ってこられ話がまとまったものです。所有権の移転を受ける方は、専業農家でごぼう、水稻を作っておられ認定農業者であり何ら問題はないと思われまます。ご審議よろしく申し上げます。

**【会 長】**

次に2 番をお願いいたします。

**【事務局】**

2 番です。所有権を移転する者、所有権の移転を受ける者、土地の所在地、地目、面積、売買価格につきましては、議案書記載のとおりです。

**【会 長】**

2 番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

**【永田正一郎委員】**

7 番の永田です。この土地は、グリーンロード沿いにあります。現在構造改善事業が行なわれている土地の隣接にある畑であります。所有権を移転される方は、もう農業をやめたいという意向でありまして、所有権を受ける方は現在酪農、繁殖牛を活発に農業に取り組んでおられ、今回構造改善事業の地区内に畑を持っておられ集積につながるといことで話がまとまり現在の申請となっております。

**【会 長】**

次に3 番をお願いいたします。

**【事務局】**

3 番です。所有権を移転する者、所有権の移転を受ける者、土地の所在地、地目、面積、売買価格については、議案書記載のとおりです。

**【会 長】**

3 番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

**【永田正一郎委員】**

7番の永田です。この土地は所有権を受ける方が現在小作されておりまして、所有権移転をされる方がもう手放したいということで、現在小作をされてますこの移転を受けられる方が、お互いの話によりまして移転になりました。受ける方が現在水稲、繁殖牛をと言うことで農業に従事され頑張っておられます。よろしく申し上げます。

【会 長】

次に4番をお願いいたします。

【事務局】

4番です。所有権を移転する者、所有権の移転を受ける者、土地の所在地、地目、面積、売買価格については、議案書記載のとおりです。

【会 長】

4番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

【永田孝子委員】

2番の永田です。今回の申請地はお互い隣接地です。所有権を移転する方の要望によって話しが成立したものです。所有権の移転を受ける方は専業農家で認定農業者です。また、最適化推進委員としても頑張っておられます。なんら問題ないと思います。ご審議よろしく申し上げます。

【会 長】

次に5番をお願いします。

【事務局】

5番です。所有権を移転する者、所有権の移転を受ける者、土地の所在地、地目、面積、売買価格については議案書記載のとおりです。

【会 長】

5番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

【水上 義夫委員】

16番の水上です。移転をされる方は別の方に畑を貸しておられましたが小作していた人がもう帰すということで移転を受ける人を買ってくれないかということで売買が成立しているので移転を受ける人の豚舎の近くとんと下に位置しますのでこれで話をもっていかれたことに。移転を受ける人は水稲と養豚を大規模にやっておられるので何ら問題ないと思います。宜しく審議の方お願い致します。

【会 長】

次に6番をお願いいたします。

【事務局】

6番です。所有権を移転する者、所有権の移転を受ける者、土地の所在地、地目、面積、売買価格については、議案書記載のとおりです。

【会 長】

6番につきまして担当委員さんの意見をお願いいたします。

【工藤真理子委員】

4番の工藤です。所有権の移転をされる方は大阪にお住まいでもうこちらに帰って来られないということで、いどこにあたる所有権の移転を受ける方へ買って欲しいと要望しました。所有権の移転を受ける方は専業農家で米、そばを作っておられます。何ら問題ないと思います。宜しくお願ひします。

【会 長】

次に7番をお願ひいたします。

【事務局】

7番です。所有権を移転する者、所有権の移転を受ける者、土地の所在地、地目、面積、売買価格については、議案書記載のとおりです。

【会 長】

7番につきまして担当委員さんの意見をお願ひいたします。

【川口毅憲委員】

17番の川口です。所有権の移転をされる方は市内となっておりますが今回、本人が高齢になってきたということもありますし、体調も若干良くないということでこの際売りたいということでご本人から所有権の移転を受ける方の方に話を持って行かれまして今回の移転と言う運びになりました。受けられる方は繁殖和牛の畜産をやっておられ、しっかりした後継者もおられますし。何ら問題ないと思います。宜しくお願ひします。

【会 長】

次に8番をお願ひいたします。

【事務局】

8番です。所有権を移転する者、所有権の移転を受ける者、土地の所在地、地目、面積、売買価格については、議案書記載のとおりです。この案件は旭志麓にある畑162㎡を所有権移転して農業用施設である農作業用通路に転用する案件です。

【会 長】

8番につきまして担当委員さんの意見をお願ひいたします。

【工藤 清子委員】

1番の工藤です。先日9月6日会長を始め事務局と申請者と現地立会い調査を行ないました。この農地は旭志麓エコビレッジ旭より北へ500m行ったところにあります。今年6月に農振除外で申請されたところがございます。所有権の移転を受ける方は家族とともに畜産業、肥育牛200頭、育成牛60頭を飼養されています。認定農業者です。肥育牛の経営に意欲を持って取り組んでおられます。今後事業拡大を考えておられます。現在使用されている道は狭く配送業者の4トントラックしか通用できない状況でございます。今後、飼料配送用の大型トラック10トン車やトラクター大型の農業用車輛の出入りが出来るように申請でございます。何ら問題ないと思います。宜しくご審議お願ひします。

**【会 長】**

今回の計画は只今、説明がございました所有権移転8件、ほか賃貸借権4件、使用貸借権1件、農地中間管理事業2件でございます。しばらく時間をとりますのでご確認いただきたいと思います。

**【会 長】**

議案の確認をしていただいたと思います。この件に関しまして何かご意見、お尋ねがありましたらお受けいたします。

**【会 長】**

意見もないようですので、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

～異議なしの発言～

それでは、原案のとおり承認することに決定します。

**(10) 議案第6号 あっせん申出について**

**【会 長】**

次に、議案第6号を上程いたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

**【事務局長】**

議案第6号 あっせん申出についてでございます。

23頁をお願いします。農地移動適正化あっせん事業に基づく「あっせんの申し出」が別紙のとおりありましたので、ご審議のうえ、その可否を決定し次のとおりあっせん委員を指名するものです。今回の案件は、売渡し3件です。

24頁をお願いします。1件目の売渡し申出者の住所・氏名、希望農地の所在地、希望金額等につきましては、記載のとおりです。

あっせん委員につきましては、農業委員1名と担当農地利用最適化推進委員1名を指名したいと思います。売渡し希望農地の所在地等から、議席番号14番の丸山会長と担当農地利用最適化推進委員の外村委員をお願いしたいと考えております。

次に25頁をお願いします。売渡し申出者の住所・氏名、希望農地の所在地、希望金額等につきましては、記載のとおりです。あっせん委員につきましては売渡し希望農地の所在地等から、議席番号15番の守塚委員と担当農地利用最適化推進委員の鎗水委員をお願いしたいと考えております。

次に26頁をお願いします。売渡し申出者の住所・氏名、希望農地の所在地、希望金額等につきましては、記載のとおりです。あっせん委員につきましては売渡し希望農地の所在地等から、今と同じく守塚委員と担当農地利用最適化推進委員の鎗水委員をお願いしたいと考えております。ご審議の方よろしく申し上げます。

**【会 長】**

あっせん申出について、事務局からの説明がございましたがこの件につきまして何かお尋ねやご意見等がございましたらお受けいたします。

**【荒木孝子委員】**

15番の荒木です。あっせん2番目の案件についてですが、ちょっと私の気持ちを知

てもらいたいと思ひ意見を言わせてもらいます。担当地区は守塚委員さんなんですがこの土地の所有者が私と同じ集落でして同じ集落内の水田の方にもちょっと荒れている水田があります。ここの今あっせんに申し出てある開田なんです、ここも10数年来ずっと荒れておりました。ハウスも建っておりましたがハウスだけは今年になってからだと思うんですが親戚の人達が、本人がどうしても動かないもんですから親戚の人達がパイプだけは片付けられました。でも今現在見るからに荒地です。草がいっぱい生えてその下の方にですね、ハウスの杭とか前、菊を栽培しておられましたのでネットとかまだそういうのが入っております。本人に私確かめました。そしたら、入っとるばつてんが、関係なからうと言うんですよね。全然話に行っても打ち合いません。これをあっせんに出していいものかと私は思います。金額は本人の自由ですから、80万だろうといくらでも関係ないだろうけど、まだ片付いてもない、まだちゃんと整地もしてない所をあっせんに出していいものではないでしょうか。本人さんも片付ける気が全然無いんです。

#### 【事務局長】

今荒木委員からのご意見は、耕作放棄地ですと指導とか話に行ったけど打ち合わないということでした。もともとあっせんの申し出につきましては、あっせん基準で農振・農用区域内農地で、農業委員会に売りたい、貸したいとかの申し出があれば、それについては農業委員会で受け付けて、あっせん委員を指名してあっせんする制度になっております。今、言われましたのは現況が耕作放棄地で、これにつきましては農地法で「農地とは」という定義がございまして、現に耕作されている農地、又耕作されていないが草刈り、耕運等されており、いつでも耕作ができるような状態というのが農地の定義となっております。ですので農業委員会としては農地法からいきますと耕作放棄で何年も耕作されていない遊休農地であるということであればまず、遊休農地の指導により耕作できる状態にして下さいという指導が先にくるかと思ひます。そのうえで耕作できる状態に戻ったうえであっせんなりの申し出があれば当然、あっせんは出来ると思ひますが今のようない現況ではあっせんしようとしても、そういった農地を多分買い受け予定者としては、そのままではどうしてもあっせんしてもなかなか見つからないと思ひれます。ですので、農地というのは先程の定義のとおりまず、耕作放棄地の状態を解消して頂くよう指導すべきではないかと思ひます。その後あっせんをどうするかは皆様のご審議におまかせしますけども。農地法の定義からいくと農地法としてはそういうこととございまして農業委員会としては地元の担当地区の委員さん、事務局を含めたところでやはり指導というかお話をしていくならばとは思ひていますが、あとは委員さんの方でご意見を頂いて今回の案件の場合はどうするかということですね。今後も中山間地あたりもやはり売りたいとか要望が出た場合、どうしても管理が出来ていない農地が出てくる可能性もありますので、そういうところも合わせて考えながら今後の農業委員会としての方針というかどうやっていくのか合わせて審議を頂いておくなら事務局としては思ひております。農地としての管理をして頂いておくというのが法の決まりでありますので今言ったようなことでどうでしょうか。ご審議をお願いします。

【会 長】

只今事務局からの提案ですがありましたように、25 畝のあっせんにつきましては一様今回は取下げただいて、耕作放棄地の解消に向けて事務局あたりと本人さんのほうに話し合いをされた中でのまた次回からの協議でもっていくならと思えますけれども、委員の皆さんの意見をお願いいたします。

【高木洋一委員】

それが正解でしょうね。

【会 長】

2 番については今回は、農業委員会としては取下げということで耕作放棄地やあるいはあっせんに適応した農地に戻していただくというようなことでお願いするならばと思えますけれどもそれでよろしいかですか。

～異議なしの発言～

【会 長】

はい。それでは2番はそのようにいたします。24 畝と 26 畝のあっせん申出についてですが何かお尋ね等ございましたらお受けいたします。

はいどうぞ。

【守塚伸二委員】

18 番守塚です。26 畝の高村誠さんの件でちょっと思ったんですが、畑なのにちょっと単価的には、希望額というのは本人さんの意見が優先するのでしょうか。それとも地域で大体売買されている単価が優先されるのでしょうか。ちょっとあのその辺が質問というか事務局お願いします。

【会 長】

事務局お願いします。

【事務局】

一応、こちらのほうは、本人さん申請者の方の希望とうことで書いていただいています。

【守塚伸二委員】

実際こちらの畑を耕作していらっしゃる方にちょっとお伺いしてみたら、のどから手がでるほど欲しいけど単価がちょっと高いということでした。それは私が入って調整することはできるのでしょうか。

【事務局】

あっせん委員さんが中に入って調整頂くなら助かります。

【会 長】

他にはございませんか。

意見もないようですので、承認することにご異議ございませんか。

～異議なしの発言～

それでは「あっせん申出」につきましては承認し、あっせん委員には只今事務局から提案がありましたように、1 件目は希望農地等の所在から私と外村推進委員、3 件目に

つきましては守塚委員と鎗水推進委員それぞれ指名することに決定いたします。

(7) 報告案件について

【会 長】

次に、報告案件について、事務局より説明をお願いいたします。

【事務局長】

報告案件でございます。27 号をお願いいたします。今回は土地改良届け・合意解約について・農地法第 5 条許可申請の 3 件です。まず第 1 号「土地改良届け」でございます。28 号をお願いいたします。今回は 1 件です。届け者の住所・氏名・土地の表示・土地改良の理由・事業内容・経費等については、議案書記載のとおりです。

第 2 号「合意解約」についてでございます。

29 号をお願いいたします。農地法第 18 条の規定による合意解約の通知があったものです。今回は 1 件です。

地目ごとの面積は、田が 3 筆で 12,642 m<sup>2</sup>、畑 3 筆 10,052 m<sup>2</sup>です。尚、詳細については議案書記載のとおりです。

次に第 3 号農地法第 5 条許可申請取下げ書についてでございます。

30 号をお願いいたします。今回は 1 件です。平成 30 年 8 月 27 日付けで農地法第 5 条の規定による許可申請があった案件について取下げがっております。詳細については議案書記載のとおりです。

以上、報告案件の説明とさせていただきます

【会 長】

只今、事務局より報告案件について説明がございましたが、この件につきまして、何かお尋ねやご意見等がございましたらお受けします。

【会 長】

意見もないようですので以上のとおり報告させていただきます。本日予定していました議案は全て終わりましたがその他で何かご意見お尋ね等ございましたらお受けします。

はい、どうぞ。

【荒木孝子委員】

すみません、さっきのあっせんの取り下げのことなんですけど。15 番荒木です。委員と事務局で行ってお話しをするということで私もそうは思うんですが、ずっと集落の人達みんなとやってきて全然進歩がないんですね。言うなら、要らん世話っていうんですね。2、3 人とかで行っても効き目はないと思います。みんなで行ったからと言って効き目があるかどうかは分かりませんが、ちょっと会長さんとか局長さんとか、良かったらそういうあれを出してもらってちょっと言ってもらえればいいなと思うのですが駄目でしょうか。

【事務局】

今、荒木委員のご質問ですが。今言われたように、今度のあっせんのところだけではなく、他の所も何筆かあるということで、それも含めたところで当然お話もするところでございますけども、今言われたように行くときに、具体的には考えてはいなかったんですけど当然、地区の委員さん、事務局と行くなると、私が行くのは、行くつもりでしたのでかまいませんが、ただ、会長というところまでは考えていませんでしたので。一回事前指導で文章を出していくのか。いきなり行くのか。

【荒木孝子委員】

いきなり言ったほうがよかと思います。行って話しばしてみなはっと分かると思います。

【事務局】

それでは、委員さん、支所、事務局で日程を調整して話に行くならばと思います。関係の委員さんについてはご協力のほどよろしくお願いします。

【会 長】

皆さんご起立をお願いします。これをもちまして第9回農業委員会を閉会いたします。ご苦労様でした。ご着席ください。

平成30年9月10日

菊池市農業委員会会議規則第18条の規定により署名押印する。

菊池市農業委員会 会長

Ⓔ

菊池市農業委員会 委員

Ⓔ

菊池市農業委員会 委員

Ⓔ